

公示番号：19a00681

国名：カンボジア

担当部署：農村開発部第一グループ第一チーム

案件名：農業バリューチェーン構築支援に係る情報収集・確認調査（農業バリューチェーン構築支援）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業バリューチェーン構築支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月中旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 1.87M/M、合計 2.72M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	56日	10日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限 11月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）。提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月10日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 44点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	開発途上国におけるフードバリューチェーン構築に係る各種調査
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）では農業分野は GDP の 22%（世銀、2018）を占め、経済成長のためにも重要な役割を果たしており、2018 年に策定された国家戦略である第四次四辺形戦略においても農業は四辺の一つである「包括的かつ持続的な開発」の重点分野に位置付けられている。また、2015 年に発表された産業開発計画（Industrial Development Plan: IDP）では、2025 年までに農産物の輸出割合を 12% まで向上させることや付加価値の高い農業生産の促進等が目標とされている。そのような背景でありながらも、カンボジア政府は農業バリューチェーン（以下、「VC」という。）構築に関する明確かつ具体的な戦略・行動計画を有しておらず、また地理的・気候的制約もあり、各生産者が同様の品目を同じ時期に生産していることが多い。そのため出荷時と同じ種類の農畜産物が地元市場に集中することで卸売価格が低下し、中間業者に対しても安価で卸さざるを得ない状況である。このような状況は農業 VC に関する行政機能が発展途上にあることも要因とされ、その強化が必要とされている。現状、様々な国際協力機関等によって数多くの VC 関連調査が実施され、各品目におけるボトルネックはある程度明確になっていると考えられる。そのため本調査では農業 VC に関する行政の役割や課題分析を主要な調査項目とし、それを受けて行政の強化すべき役割の提言までを実施する。

加えて JICA は、2020 年度に技術協力プロジェクト「残留農薬分析能力向上プロジェクト」及び個別専門家「農業 VC 改善アドバイザー」による協力開始を検討中であるため、両新規案件で活用されることも視野に入れながら、カンボジア政府が進める農業 VC 構築・強化に対して効果的な協力アプローチ等の検討のため情報収集を実施する。

## 7. 業務の内容

カンボジアの農業 VC 構築・及び強化のため、指定品目に関する各ステークホルダーの現状の役割把握及び課題確認を行い、今後の JICA によるカンボジア農業セクター協力への活用および、カンボジア政府が農業 VC の中で今後注力すべき事項を抽出し、今後の効果的な農業 VC に係る援助アプローチを検討すべく本調査を実施する。

本業務の業務従事者は、JICA 団員と別途契約する「農薬流通・使用／農薬規制」団員と協議・調整しつつ、担当分野に関する以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2019 年 12 月中旬～2020 年 1 月上旬）
  - ① 既存の文献、報告書等をレビューし、カンボジア国の農業 VC に関する現状・

課題を分析する。

特に指定3品目<sup>1</sup>（園芸作物、カシュー、胡椒）に関するバリューチェーン・ステークホルダー分析（各品目ごとにバリューチェーンがおおまかにどのように流れ、各ステップ（生産、加工、流通、小売）にどのようなアクターが存在しているかマッピングする）を既存の文献、報告書等から抽出する。

- ② ①の結果を活用し、現地調査で収集すべき情報を検討し、関係者に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ ①の結果を活用し、指定3品目の主要生産地及び主要流通経路、消費地から4-5州程度の対象州案を選定する。対象州案についてJICA及び相手国実施機関が協議し、最終的に決定する。
- ④ 現地業務に関する打合せに参加する。

## （2）現地業務期間（2020年1月上旬～2月下旬）

①JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。

②上記（1）①で収集した情報に基づいて、以下に関する情報収集を行う。

尚、情報収集に関して「農業VCアドバイザー」のカウンターパートとして想定されるカンボジア農林水産省アグロインダストリー局職員も必要に応じて部分的な同行を依頼する。

### 【基礎情報収集】

- ア) 国内準備期間（1）①の分析について、情報の補完・補強が必要な場合実施する。また聞き取り調査を進める各ステークホルダーの絞り込みを行い、特にカギとなるアクターについては連絡先も含めてリスト化する。
- イ) 以下の各アクターについて、農業VCにおける現状の役割及び状況を聞き取りと視察により分析する。尚、既存報告書を出来る限り活用し、効率的な現地調査実施に配慮する。
  - ・生産（個別農家、生産者グループ、農民組織・生産者組合等）
  - ・流通・卸（産地仲買人、卸・小売業者、運搬業者等）
  - ・加工（一次加工、食品工場等）
  - ・小売（市場（卸市場・ローカル市場）、スーパーマーケット（ハイエンド・ローカル）、レストラン等）
  - ・輸出入（輸出・輸入業者、検疫所等）
- ウ) ア)及びイ)の結果を活用し、10. 特記事項（2）参考資料を参照しながら、品目毎に各工程/アクターにおける見込み利益の表及び（a）サプライチェーン、（b）バリューチェーン構築のために必要な取り組み、（c）カンボジアにおける現状の表を作成する。イ)と同様、既存報告書を出来る限り活用し、効率的な現地調査実施に配慮する。
- エ) ウ)を参考にして、農業VCに関する各分野の課題を分析し、農業VCを構成する各アクター（投入、生産、流通・卸、加工、小売、輸出入）ごとに課題・政府の役割を明らかにする。
- オ) エ)の分析を経た上で、カンボジア政府の役割強化に対する提言を分野

---

<sup>1</sup> 指定3品目に次ぎ、サブ品目をマンゴー、畜産物（養鶏・養豚）、キャッサバとし、期間・予算等の条件を踏まえ、それらを対象に含めるかを事前にJICAと協議する。

ごとに取りまとめる。

【関連案件に関する情報収集】

カ) カンボジア農林水産省及び、対象となる州の州農業局について、その組織・人員体制、財政・予算、技術水準等の実施体制を確認する。

【報告会への参加】

キ) JICA 団員と共にカンボジア政府関係機関向けの報告会を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2020 年 2 月下旬～3 月中旬)

(1) 及び (2) の調査結果について、担当分野に係る報告書案に取りまとめる。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

担当分野に係る報告書 (案) (和文、英文) を、2020 年 3 月 13 日までに提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 1 月上旬～2 月下旬 (2 ヶ月程度) を予定しています。

他調査団員 (含む JICA 団員) は 2 月下旬を想定して行われる現地報告会に合わせて渡航予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 調査団総括 (JICA)

イ) 農業バリューチェーン構築支援

ウ) 農薬流通・使用／農薬規制 (別途契約予定のコンサルタント)

エ) 協力企画 (JICA)

③便宜供与内容

JICA 現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

- あり
  - イ) 宿舎手配
    - あり（ただし現地日程に応じて変更がある場合は各自調整）
  - ウ) 車両借上げ
    - あり
  - エ) 通訳傭上
    - なし（ただし現地日程に応じて要すれば手配）
  - オ) 現地日程のアレンジ
    - 一部あり（政府機関関係者との面談および JICA 団員参加日程のアレンジは JICA が支援致します）
  - カ) 執務スペースの提供
    - なし（必要に応じて事務所内スペースを提供）
- ④協働体制
- 別途契約予定の「農薬流通・使用／農薬規制」団員と密に情報共有及び連携を図りながら業務を遂行するよう留意する。

## （2）参考資料

- ①本契約に関する以下の資料を当機構農村開発部第一グループにおいて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（rdga1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：カンボジア農業バリューチェーン構築支援関連資料」と記載してメールをお送りください。
- なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に同意いただいたものとします。）
- ・「農業VC改善アドバイザー」関連資料
- ②本契約に関する参考資料としては以下の資料が公開されております。
- ・ ミャンマー国 フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12321980.pdf>)
  - ・ UK-ASEAN ビジネスカウンスル「AGRICULTURE AND AGRO-PROCESSING SECTOR IN CAMBODIA」([http://www.ukabc.org.uk/wp-content/uploads/2017/04/AgriProject\\_Reporting\\_FINAL-VERSION-copy.pdf](http://www.ukabc.org.uk/wp-content/uploads/2017/04/AgriProject_Reporting_FINAL-VERSION-copy.pdf))
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA カンボジア事務所の安全管理規定に従ってください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上